

北杜市告示第48号

北杜市役所職場体験実習実施要綱を次のように定める。

平成29年5月29日

北杜市長 渡辺英子

北杜市役所職場体験実習実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学生を対象とし、北杜市役所において実務を体験する機会を設けることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに、市役所への理解を深める機会を確保するため、職場体験実習（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 インターンシップを実施する期間は、原則として、毎年7月から9月までの期間のうち1週間以上2週間以内とする。

(実施場所)

第3条 インターンシップの実施場所は、北杜市役所本庁又は出先機関とし、原則として市の一般職の職員が常時勤務する場所とする。

(対象者)

第4条 インターンシップの対象者は、専修学校、短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍し、北杜市が行うインターンシップに参加を希望する学生（大学等の就職担当部局を通し、申込みを行う者に限る。以下「実習生」という。）とする。

(実習生の受入先の募集及び周知)

第5条 実習生の受入れを希望する部局の長は、毎年5月末日までに受入れ希望者数を、インターンシップ受入れ届書（様式第1号）により、総務部長に報告するものとする。

2 総務部長は、各課の受入れ予定者数等を市ホームページ等に掲載し、周知及び募集するものとする。

(申込み、受入れ対象者の決定及び通知)

第6条 実習生が在籍する大学等の就職担当部局の長は、総務部長に対しインターンシップの申込みを行うものとする。

2 前項に規定する申込みの期限は、毎年6月末日までとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日（以下「休日」という。）の場合は、当該日の直後の休日でない日を期限とする。

3 総務部長は、第1項の規定によるインターンシップの申込みがあった場合は、各大学等に対し、当該申込みの可否を通知する。

（覚書の締結）

第7条 各大学等の就職担当部局の長は、北杜市役所が実習生を受入れるまでの間に、遵守事項等についての覚書（様式第2号）を市長と締結するものとする。

（内容等）

第8条 インターンシップの内容及び受入れについては、次のとおりとする。

（1） 受入れを行う部局の長は、実習生を指導する者（以下「指導員」という。）を指名し、指導員が実習生の指導、助言等に当たるものとする。

（2） 実習生は、電話応対、資料作成その他指導員から指示されたことを業務として実施するものとする。

（3） 実習生は、インターンシップ期間終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出しなければならない。

（4） 指導員は、報告書の内容の確認等を行い、指導員が所属する各部局の長を経由し、総務部長に提出するものとする。

（実習生の身分等）

第9条 実習生については、地方公務員の身分は有しないものとし、次のとおり取扱うものとする。

（1） 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導、監督等に従わなければならない。

（2） 実習生は、インターンシップ中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。

（3） 実習生がインターンシップ期間中に地方公務員の信用を失墜させるような行為その他不都合な行為を行った場合、市長は当該実習生の実習を打ち切ることができるものとし、速やかにその旨を大学等に通知するものとする。

（4） 実習生は、前3号までの規定を承認したときは、誓約書（様式第3号）をインターンシップ開始前までに所属する大学等を経由して市長に提出しなければならない。

（実習時間等）

第10条 実習生の実習時間は、原則として8時30分から17時15分までとする。この場合において、12時から13時までの間は休憩時間とする。

2 インターンシップの期間のうち、休日はインターンシップを要しない日とする。

3 インターンシップについては、正当な理由がある場合を除き、欠務を認めないものとする。

4 市長は、インターンシップの期間のうち2分の1以上の欠務があった場合又はその他不都合な行為を行った場合は、実習を打ち切ることができるものとし、速やかにその旨を大学等に通知するものとする。

(実習生の懲戒等)

第11条 実習生の懲戒、賠償等に関する責任は各大学等が負うものとする。

(経費負担)

第12条 実習生のインターンシップに必要な交通費等、一切の参加経費は実習生又は所属する大学等が負担するものとする。

(実習結果の報告)

第13条 各大学等は、総務部長に対して、インターンシップの結果の報告を求めることができるものとする。

(実習成果の発表)

第14条 実習生がインターンシップの成果としてレポート等を外部(大学等を含む。)に提出又は発表する場合は、事前に、実習生を受け入れた課の承認を受けなければならない。

(アンケートの協力と使用)

第15条 市長は、インターンシップの終了後、翌年度以降の当該インターンシップの円滑な実施を図るため、実習生及び指導員に対しアンケート等の提出を求めることができるものとする。

2 実習生及び指導員から提出されたアンケートの結果については、市内企業へのインターンシップの普及及び市の施策の普及・推進等に活用することができるものとする。

(疑義に対する対応)

第16条 インターンシップの実施について、疑義が生じた事項については、市、大学等及び実習生が協議して決定するものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

総務部長 様

部局長

㊟

インターンシップ受入れ届書

- 1 受入れ希望人数 人
- 2 実習生の行う業務
- 3 その他

様式第2号（第7条関係）

北杜市役所職場体験実習に関する覚書

北杜市長（以下「甲」という。）と（学校長名）_____（以下「乙」という。）は、（氏名）_____（以下「学生」という。）の北杜市役所職場体験実習（以下「インターンシップ」という。）の実施について、下記のとおり覚書を締結する。

記

（基本的役割）

第1条 甲は、学生を 年 月 日から 年 月 日までの期間、学生をインターンシップの実習生として受け入れ、実習をさせることとし、その期間、乙と連携、協力し、学生に対して必要な指導・助言を行うものとする。

2 乙は、学生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、甲と連携、協力し、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行うものとする。

（実習時間等）

第2条 実習は、原則として、8時30分から17時15分までとする。この場合において、12時から13時までの間は休憩時間とする。

2 実習場所は、原則として市の職員が常時勤務する場所とする。

3 前2項に規定するほか、インターンシップの内容については、甲、乙及び学生の三者で調整を行い、決定する。

（学生への報酬等）

第3条 甲は、インターンシップの実施に当たり、いかなる業務を行った場合であっても、学生に対して報酬等は支給しない。

2 インターンシップに必要な参加経費は、学生又は乙が負担することとする。

（インターンシップ中の事故等への対応）

第4条 実習に参加する学生は、学生教育研究賠償責任保険、インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険などの賠償責任保険及び傷害保険について加入していなければならない。

2 学生が、甲又は第三者に損害を与えた場合は、前項に規定する賠償責任保険により補償する。

3 インターンシップ中の事故により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。この場合において、乙及び学生は当該保険の保険金の範囲内で甲に対する求償権を放棄する。

4 前項までの保険の利用に関する手続等については、乙が行う。

(インターンシップ中の遵守事項等)

第5条 学生は、インターンシップ中、公務の適正な運営の確保等が図られるよう
に行動するものとし、公務の信用を失墜させるような行為を行ってはならない。

ただし、学生は地方公務員としての身分を有するものではない。

2 学生がインターンシップ中に公務の信用を失墜させるような行為その他不都合
な行為を行った場合、甲は当該学生に係る実習を打ち切ることができるものとする。

3 期間中は、インターンシップに専念するものとし、インターンシップに支障が
生じないように、登庁するものとする。

4 学生は、インターンシップを欠務しようとする場合は、事前に甲に申し出るもの
とし、甲からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができ
ない場合であっても、事後、速やかに甲に連絡するものとする。

5 学生は、インターンシップ中に知ることができた秘密について、インターンシ
ップ中及びインターンシップ終了後、部外者(乙を含む。)に漏らしてはならない。

6 学生は、インターンシップの成果を論文等により外部に発表する場合には、事
前に甲の承認を得なければならないものとする。

7 甲は、第2項に該当する場合のほか、インターンシップ中の遵守事項等に従わ
ないときは実習を打ち切ることができるものとし、その際には速やかに乙にその
旨を通知する。

(覚書の効力)

第6条 本覚書は、インターンシップ終了日まで効力を持つものとする。

(その他)

第7条 本覚書に定めがない事項等については、甲乙が協議した上で決定するもの
とする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それ
ぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住所 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1
北杜市長 ⑩

乙 住所
学校名
代表者名 ⑩

様式第3号（第9条関係）

誓約書

私は、 年度北杜市役所職場体験実習（インターンシップ）を行うに当たり、
北杜市役所職場体験実習実施要綱を遵守し、

- 一 インターンシップ中は、実習に専念すること
- 一 公務の信用を傷つけ、又は公務全体の不名誉となるような行為をしないこと
- 一 インターンシップ中知り得た秘密については、インターンシップ中及びインターンシップ終了後、何人に対しても漏らさぬことを誓約します。

年 月 日

(学校名)

(氏名)

印